

庁舎の取壊し等の工事の実施に当たり、設計数量の算出を誤っていたため、契約額が割高

1 件 不当金額(支出) 345万円
(前年度 1件 1199万円)

1 工事の概要

九州地方整備局は、令和元、2両年度に、官公庁施設の建設等に関する法律の規定に基づき、法務省からの委任を受けて、福岡市において、福岡保護観察所の庁舎(鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て)の取壊し等の工事を工事費7579万円を実施している。

本件工事は、庁舎の取壊しを行うとともに、取壊しに伴って生じた石こうボード、木材、ガラス、陶器及びプラスチック(これらを「石こうボード等」)の処分等を行うなどするものである。

整備局は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託して、積算数量算出書等の成果品の提出を受けており、この成果品に基づくなどして、本件工事の予定価格の算定に係る設計数量を算出している。

2 検査の結果

整備局は、庁舎の床、天井及び壁の仕上材^(注)及び下地(以下「仕上材等」)の取壊しに係る設計数量について、上記の成果品を基に5,846.0㎡と算出するなどしていた。しかし、この設計数量については、実際には取り付けられていないOAフロア等に係る面積も計上されるなどしていた。

このため、上記の設計数量は、過小に算出されていたビニルタイル等に係る面積を考慮して算出した適正な設計数量3,673.1㎡に対して、2,172.9㎡過大となるなどしていた。このほか、仕上材等の取壊し面積が過大となっていたことにより石こうボード等の処分等に係る設計数量についても過大となっていた。

したがって、適正な設計数量に基づくなどして本件工事費を修正計算すると、7233万円となることから、本件契約額7579万円はこれに比べて345万円割高となっていて不当と認められる。

(注) 仕上材^く 躯体等の保護、意匠、装飾等のために取り付けられる部材(石こうボード、ビニルタイル、OAフロア等)